

敷地内禁煙 屋外に喫煙所

質問Ⅱ 広く町職員の話も聞け 答弁Ⅱ 検討する余地はある



森 みきお 議員

ないが、町職員労働組合への申し入れや2月の庁議（管理職）の場で協議をし、7月から敷地内禁煙とすることを確認決定をした。

森議員

改正健康増進法によると、喫煙者以外立ち入らない区画を設けるなどの受動喫煙防止装置をとれば、例外的に屋外に喫煙所が設置できるようになっていく。県と34市町村で敷地内禁煙に取り組むのは、8町村で約23%だといわれている。町は、その8町村の中に入っているが、他の市町村や住民・町職員などと協議や聞き取り・話し合いを行ってのことなのか。

久松副町長

他の市町村や住民との協議や話し合いは実施してい

く中で、敷地外で喫煙し住民の皆様が不快な思いをされていることも危惧される。町としては受動喫煙防止措置が取れる喫煙所を設けることも、今後検討しなければならぬと考えている。

山荘しらす 大規模改修工事

森議員

建築主体・機械設備・電気設備と3工事による分離発注である。建築と機械は5月17日、同時に入札が行われ建築は落札・機械は不調になり、7月2日見積もり合わせにより随意契約となり8月13日の臨時議会可決まで40日間あまり議会の議決を受けなかったのは、重大な問題である。建築業者は議会議決から約2か月間も手つかずであり、早期着手・完成についての問題がある。

また、先に契約している

建築・電気業者は作業員の確保や資機材の調達、工程表も組めないまま現在に

至っているが、どのような説明を行ったか。

久松副町長

臨時議会への上程は、本契約案件の他に3件の契約案件があり、議会の召集については議会事務局と日程調整を行った結果である。遅延なく発注・契約事務を行う早期着手・完成に努めてきた。

すでに契約を結んでいる他の2業者については、手待ちとなり作業員の確保や資機材の調達などへの影響があったと推察され、今後の発注業務について審査等委員会でも協議していく。また、すでに決定している2業者には事務手続きや契約状況を伝え理解を求めた。

森議員

入札不調から入札参加資格要件や設計図書の見直しや、単価・単位などの違算チェックを行ったのか。

また、見積もり合わせによる随意契約が9千万円を超過する大業に入札担当課で

ある管財契約課の指導と、本川総合支所担当者と立会人2人で行っているが、なぜ管財契約課が行わなかったのか。

久松副町長

再公告にあたっては、設計委託業者で設計図書の再チェックを行い、担当職員も複数で確認を行って、すべてが適正な設計図書となっていた。見積もり合わせによる随意契約の実施は、審査等委員会において、契約事務を進めていく必要な協議を、管財契約課と本川総合支所産業建設課で行うことを確認し、随意契約執行には管財契約課の指導のもと担当職員と立会人2人で行った。